

採点基準表

審査項目	評価項目	配点	評価基準					採点欄
			特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	
1 提案書 (様式5)	①計画策定にあたっての職員養致力	20	20	16	12	8	4	
	②計画策定にあたってのデータ分析力	10	10	8	6	4	2	
	③計画策定にあたっての自治力醸成	10	10	8	6	4	2	
	④提案の俯瞰力の高さ	10	10	8	6	4	2	
	⑤自由意見	5	5	4	3	2	1	
2 業務の実施体制 (様式6-1,2)	①実施体制	5	右記の方法による					
	②管理責任者の主な実績	5	右記の方法による					
3 業務工程表 (様式7)	①全体及び個別作業の管理	10	10	8	6	4	2	
4 プレゼンテーション	①提案の内容を分かりやすく伝えようとしている	5	5	4	3	2	1	
	②町の問題の可視化がされ、改善の手法が含まれているか	5	5	4	3	2	1	
	③今回の計画策定の意義を理解し、具体的な提案であるか	5	5	4	3	2	1	
	④質疑応答が具体的で、積極的な姿勢が示されているか	5	5	4	3	2	1	
5 見積書	①採点基準は右記の方法による	5	5	4	3	2	1	
合計点		100						

2 業務の実施体制

①実施体制

○事業者の連絡調整を行う事務所が大隅半島内にあれば3点、鹿児島県内にあれば2点、それ以外は1点

○担当者1人につき1点（満点2点）

②管理責任者の主な実績

○確認のとれる実績1件につき1点（5点満点）

確認はホームページURLでも可

5 見積書

内訳・数量が詳細に記載され、積上げ方式による適正な金額が記載されている場合（5点満点）

注：各委員の1事業者当たりの評価項目の合計点は100点満点となります。各委員は事業者ごとに各評価項目を評価、採点し、各委員の採点終了後、担当部局で各委員の採点を合計し、事業者ごとの総合得点を算出します。